西東京市立そよかぜ保育園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	社会福祉法人たつの子の会
事業者の所在地	東京都羽村市五ノ神2-6-20
事業者の連絡先	電話番号 042-555-3791
代表者氏名	理事長 武田 美代子

(2) 施設の概要

種別		保育所	保育所					
名称		西東京市	西東京市立そよかぜ保育園					
所在地		東京都西東京市ひばりが丘 3-1-25						
		(電話番	号) 04	$2 - 4 \ 5 \ 2$	- 7 5 0	5		
連絡先		(FAX	番号) 0	42 - 46	1 - 0 0	0 2		
施設長氏名		園長 今	宮 理佐					
開設年月日		平成 2 3	年4月1日	3				
	(0.11)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3歳児	4 歳児	5 歳児	合計
利用定員	(2号)	9 人	15人	18人	2 3 人	2 4 人	2 4 人	1 1 3 人
	(3号)	※生後 57 日目(産休明け)から受け入れ						
当園の基本理念・方針		共育 〔一心心一自命一自最一豊にち 保心身か自分を自分後豊か生合 育身とら立の大己のまかなきい 目のも笑とこ切実力でな感	標健にえ自とに現をや心性学 〕康健る尊はすと発りととび 一康子感自る自揮ぬ感理あ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ど 意を で自定あ 、も喜 欲輝 き信ーき自 物とび 的か 、と ら分 事	: 分 活て だし ずカ 深か 動物 ちさ にを くち にを くち にん 挑信 とあ さい がい らい かい	る子 向かえる - いやれる - ちた子 する子	子子の考えが出	

「保育方針」
子どもの健康と成長に最も大切なことは、
「よく食べ」「よく遊び」「よく眠る」ことです。

「食事(給食)について〕
アレルギーのある子もない子も同じものを。
~卵は一切使用しません~
和食中心で、出汁(ダシ)をしっかり効かせ、
味は薄味にします。素材の味をしっかり感じられる子どもになって
欲しいと願います。

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	1 4 6 4. 2 4 m²
放地	園庭	4 1 0 . 5 m²
EI A	構造	鉄筋コンクリート造3階建(1階部分)
園舎	延べ	1 0 5 3 . 7 4 m²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	2 室	0 歳児室, 1 歳児室 計131.792 m²
保育室・遊戯室	4 室	2,3,4,5 歳児室 計310.287 ㎡
調理室	1 室	5 2 . 9 5 4 m²
医務室	1 室	事務室内(事務室:40.833㎡)
便所	1 室	73.957 m²

(5) 職員体制(令和 6年 1月 1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長 (園長)	1 人	1 人	0 人	園長は、保育・教育の質の向上及 び職員の資質の向上に取組むとと もに、職員の管理及び業務の管理 を一元的に行う。
主任保育士	1 人	1 人	0 人	主任保育士は、園長を補佐すると ともに、保育計画の立案や保護者 からの育児相談、地域の子育て支 援活動及び保育内容について他の 保育士を統括する。
保育士 (パート含)	29人	13人	16人	保育士は、保育計画及び保育課程 の立案とその計画、課程に基づく すべての子どもが安定した生活を 送り、充実した活動ができるよう 保育を行う。

栄養士 (調理員)	6	人	4 人	2 人	栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に 係る献立を作成するとともに、当 園全般の食育を行う。調理員は、 献立に基づく調理業務及び食育に 関する活動を行う。
看護師	1	人	1 人	0 人	看護師は、子どもの健康管理と当 園全般の衛生管理を行う。
事務	2	人	2 人	0 人	事務員は、児童の入所,退所に関すること、保護者の家庭状況に関すること、職員の労務管理、などを行う。
嘱託医	1	人	0 人	1 人	嘱託医は、当園の子どもの心身の 健康管理を行うとともに、定期健 康診断、保護者への相談・指導を 行う。

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで			
2	保育標準時間	午前7時00分~午後6時00分(11時間)		
保育時間	保育短時間	午前8時30分~午後4時30分(8時間)		
	伊	朝: 時~ 時		
	保育標準時間	夕: 6時~ 8時		
延長保育	化 本 后 吐 賏	朝: 7時~ 8時30分		
	保育短時間	夕: 4時30分~8時		
明元吐明	月~金曜日	午前 7時00分~午後 8時00分		
開所時間	所時間	午前 7時00分~午後 8時00分		
/L	日曜日・祝日			
休業日	年末年始(12	月29日~1月3日)		

(7)利用料等

利用者負担(月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担 (保育料)		
上乗せ徴収	延長保育料 (標準時間保育) 保育時間:18:00~20:00	1 歳以上	300円/時間 200円/補食・1回

	延長保育料 (短時間保育) 保育時間:7:00~8:30 16:30~20:00	1 歳以上	300 円/時間 200 円/補食・1 回
	給食費(西東京市徴収)	3~5 歳 児	6,000 円/月
実費徴収	お泊り保育料 (年長)	園外	7,000 円程度
大貝以収	観劇 (森は生きている)	年長	3,600 円程度
その他			

(8) 提供する特定教育・保育の内容

- ①散歩・外気浴をはじめ、自然の中で思いきり外遊びをする
- ②リズム遊び等身体全体を使って活動する
- ③離乳食・幼児食・おやつなど、発育に必要な栄養が十分摂れるようにする
- ④早寝・早起きで快食・快眠 健康な身体を養う

(9) 年間行事予定

月	行事内容
4 月	入園式
5 月	こどもの日の会,クラス懇談会(1~5歳児クラス)
6 月	親子遊ぼう会, じゃがいもほり
7 月	プール開き、七夕の会、夏祭り
9 月	引き取り訓練
10月	お月見会,運動会,秋の遠足(10~11月),芋ほり
1 1 月	サケ祭,親子遊ぼう会
1 2 月	餅つき会, クリスマス会
1 月	鏡開き、七草、みそ仕込み、七福神めぐり(年長)

2 月	餅つき会, 節分の会, 親子遊ぼう会
3 月	ひな祭り会,お別れ遠足(4,5歳児クラス),お別れ会食,卒園式

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども (保育認定)】

利用者の決定	市が行う利用調整による
	・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき (卒園を含む。)
	・保護者から退園の申出があったとき
退園理由	・利用継続が不可能であると市が認めたとき
	・・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
	・ お子さんの状況によって慣らし保育を行う場合がありますの
	で、ご協力をお願いいたします。
	・ 極力保護者の方の負担にならぬよう工夫してまいりますが、年
利用に当たっての	に1,2回は遠足などのためにお弁当の持参をお願いする場合があ
利用に当たりての	ります。特に年長児クラスは園外活動が増えるので、お弁当の回数
笛息事項 	も増加する場合があります。
	・ お子さんの服装については、保育において危険とならぬよう、
	また、お子さんが活動しやすいようご協力をお願いする場合があり
	ます。

(11) 嘱託医

医療機関の名称	ひばりが丘やまね小児科アレルギー科
医院長名	山根 慎治
所在地	東京都西東京市谷戸町 2-1-41 ひばりが丘南メディカルスクエア 1 F
電話番号	042-469-3636

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	鎌田歯科
医院長名	鎌田 一昭
所在地	東京都西東京市ひばりが丘北三丁目2番6号 三橋ビル1階

(13) 緊急時における対応方法

保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保育の提供により事故が発生した場合は、市 保育課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速 やかに行います。

【管轄する消防署】

消防署名	西東京消防署
所在地	東京都西東京市中町一丁目1番6号
電話番号	042-421-0119

【管轄する警察署】

警察署名	田無警察署
所在地	東京都西東京市田無町五丁目2番5号
電話番号	042-467-0110

(14) 非常災害対策

防火管理者	園長 今宮 理佐	
消防計画届出年月日	平成26年3月31日	
避難訓練	毎月1回 救急手当法:年1回 消防署員指導:年1回	
防災設備	学校 110 番 警備システム(セコム)	
避難場所	広域避難所: 西東京市いこいの森公園	
緊急時の連絡手段	安心伝言板 (インターネット上の掲示板)	

(15) 虐待防止のための措置

	園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
虐待防止のための対策	(1)人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
	(2)職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
	(3)虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の
	実施
	(4)その他虐待防止のために必要な措置
	2 園は、保育中に、当園の職員又は保護者(園児を現に養育する
	者)による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やか
	に、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市子育て支援
	課・児童相談所等適切な機関に通告します。

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主任	髙井	裕貴
相談・苦情解決責任者	園長	今宮	理佐
第三者委員	民生委員・児童委員	肥沼	秀子 (042-464-2575)
	NPO 法人子どもアミーゴ西東京	佐藤	文俊(090-1859-3795)

【要望・苦情等への対応方法】

保護者等の要望・苦情については、保育園はクラス担任、相談・苦情受付担当者である主 任保育士、相談・苦情解決責任者である園長が対応し、解決に向けて最善を尽くします。合わ せて第三者委員は保護者等の要望・苦情について話を聞き、保育園と保護者等の間にた って解決に向けて最善を尽くします。

(17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険
保険の内容	普通傷害保険
保険金額	死亡・後遺障害 100万円,入院保険日額 1500円

	通院保険日額 1000円
保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	幼稚園・保育園賠償責任保険
保険金額	1億円/1名 500万円/財物

(18) 個人情報の取り扱い

個人情報に関する基本的な考え方

西東京市立そよかぜ保育園では、取得した利用者の皆様の個人情報を、お子さんの健やかな成長・発達のため、またご家庭での健全な育児のためにのみ使用し、他の目的には一切使用いたしません。

また、当園では、保育園が継続して適切な保育を実施するためには、保護者の皆様との連携を 基盤とし、さらには他の福祉関係機関および医療や保健分野などの諸機関とも手を携えていく 必要があると考えています。従いまして、上記の目的の範囲内においてのみ利用者の皆様に関 する必要な情報をこれらの機関と共有しながら、適切な保育を実施していきたいと考えますの で、ご理解の程宜しくお願い致します。

◆写真・ビデオ撮影について

当園では、写真撮影やビデオ撮影がお子さんの健やかな成長・発達のため、またご家庭での健全な育児に役立つものと考え、必要に応じて撮影を行います。撮影した写真やビデオは、保育室等への掲示や配布を行うことがありますので、予めご了承ください。

なお、写真への記録や掲示を望まない保護者の方は、事前、事後にかかわらず申し出て頂くことで、関係する部分の消去を行い、掲示や配布も控えさせて頂きます。

◆研修・事例研究会等での個人情報の利用について

当園では、保育実践の研究や園内研修で個々の事例を取り扱う場合がありますので、ご了承ください。また、西東京市立そよかぜ保育園関係者以外に事例を提示する場合には、個人が特定されないよう識別可能な情報を消去し、匿名化して提示致します。

=保護者の皆様へお願い=

当園では、上記の通り個人情報と非個人情報を常に整理しながら、個人情報の適切な保護を図りつつ、保育に関連する情報の適切な利用を行ってまいります。保護者の皆様におかれましても、上記取り扱いの主旨を十分にご理解いただき、ご家庭で撮影された写真・ビデオはもとより、入手した如何なる個人情報や写真・ビデオもむやみに第三者に提供したり、インターネット・SNS上に公開しないでください。また、保育園内は写真・ビデオ撮影は一切禁止です。

(19) その他保護者に説明すべき事項

当園では、子どもの健康・発育発達の増進のため、保育方針として、リズム遊び、年間を通じての沐浴やシャワー、年間を通じてのお散歩、を行っています。また、環境に応じて(可能な範囲で)裸足保育を推進しています。さらに、保護者の方とお子さんの状況を共有し、十分に理解・納得を得た上で、歩行が始まった時期から布パンツを使用する場合があります。